平成３０年度　第３回市川市教育振興審議会

平成３０年８月１日(水)１４時３０分
市川市教育委員会　会議室

次　　　第

１　諮問

第３期市川市教育振興基本計画の策定について

２　調査審議

第３期市川市教育振興基本計画の策定について

３　その他

平成３０年度　市川市教育振興審議会　委員名簿

氏名	分野	役職名
天笠　茂	１号委員	学識経験者　千葉大学　教育学部　特任教授
田中　孝一	１号委員	学識経験者　川村学園女子大学　教育学部　教授
渡邊　智子	１号委員	学識経験者　千葉県立保健医療大学　健康科学部　教授
広瀬　由紀	１号委員	学識経験者　植草学園大学　発達教育学部　准教授
黒木　政継	２号委員	教育関係者　市川市立第一中学校長
池谷　佳子	２号委員	教育関係者　市川市立新浜幼稚園長
晒科　里美	３号委員	幼稚園及び小中特別支援義務教育学校に在籍する幼児児童生徒の保護者
松本　浩和	３号委員	幼稚園及び小中特別支援義務教育学校に在籍する幼児児童生徒の保護者
角谷　好枝	４号委員	地域における教育の向上に資する活動を行う者
冨家　薫	４号委員	地域における教育の向上に資する活動を行う者

写

市川第 20180622-0020 号

平成３０年　８月　１日

市川市教育振興審議会

会　長　天笠　茂　様

市川市教育委員会

教育長　田中　庸惠

第３期市川市教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第２項の規定に基づき第３期市川市教育振興基本計画を策定するにあたり、市川市教育振興審議会条例（平成２３年条例第１１号）第２条第１号の規定により、別紙理由を添えて貴審議会に諮問します。

《諮問理由》

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、「市川市教育振興基本計画」を策定し、「人をつなぐ　未来へつなぐ　市川の教育」を基本理念に掲げ、施策の実現に取り組んできました。

「第2期市川市教育振興基本計画（平成26（2014）年度～平成30（2018）年度)」に基づく施策の推進により、計画の目標を着実に達成してきました。

一方、さらに充実させていかなければならない施策として、「児童生徒の体力の向上」、「特別支援教育の推進」、「教職員の多忙化解消」、「生涯学習機会の充実」等があることが明らかになりました。

また、社会では、人口減少や高齢化が進み、技術革新やグローバル化が加速度を増しており、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなってきています。

国の「第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定)」に示されているように、これからの社会には、教育の普遍的な使命を踏まえつつも、新時代の到来を見据えた教育政策が必要です。

このようなことから、本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、本市における教育政策を実効あるものにするため、「第3期市川市教育振興基本計画」の策定について諮問するものです。

なお、審議にあたっては次の事項を基本とし、ご検討いただきますようお願いします。

1　計画の位置づけ

- 教育基本法第17条第2項で規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づいて策定される「市川市教育振興大綱」における教育の目標や方針を尊重した計画とします。

・市総合計画の分野別計画であり、本市関連計画とも整合性を図ります。

2　基本理念と計画の体系

・現行計画の基本理念「人をつなぐ　未来へつなぐ　市川の教育」を引き継ぐものとします。

・今後の教育政策を実効あるものとするため、現行計画の基本的方向等の体系を必要に応じて見直すものとします。

3　計画の対象、期間

・教育委員会が実施する市立学校における教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの支援に関する施策を対象とします。

・計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5カ年とします。

4　計画策定時期

・平成31（2019）年1月策定を目指します。

資料１

市川市教育振興審議会　今後の予定

	日時	内容
第３回	８月１日（水） 午後２時３０分～	○第３期市川市教育振興基本計画について 　諮問 ○市川市の現状・課題とこれからの社会の 　変化と教育について
第４回	８月３１日（金） 午前１０時００分～	○計画体系について ○施策について
第５回	１０月中旬	○計画素案について 　（目標値なし）
第６回	１１月中旬	○計画素案について 　（目標値あり）
第７回	１２月下旬	○答申案（＝計画案）について ○答申

資料２

市川市教育振興基本計画　策定資料

<table>
<tr><th>市川市の現状と課題</th><th>これからの社会の変化と教育</th></tr>
<tr><td>
第２期教育振興基本計画とは
１　基本的な考え方
・人との関わり方を大切にして、個人の自立を促すとともに、社会の一員としての自覚を養う教育を進めます。
・体験を重視し、創造力と実践力を育む教育を進めます。
・学びや育ちの連続性を社会との連携により強化し、個々の成長を地域で支える教育を進めます。
・情報の公開を適切に行い、教育に関わる評価を推進して、自律した教育を進めます。

２　目指してきた子どもの姿
自分や他人を大切にし、社会の中でたくましく生きていくことのできる子ども

３　目指してきた家庭・地域・学校の姿
自らの役割と責任を担いながら、互いに連携して教育の向上に取り組む家庭・学校・地域
地域とともにある学校（コミュニティ・スクールの推進）
生涯学習の充実

４　教育環境の整備を図り、質の高い市川の教育を推進

本市の課題（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）
さらに充実させていかなければならないと考えられる施策
（１）児童生徒の体力の向上　（２）情報教育の推進
（３）職業観・勤労観を育む学習の推進　（４）教職員の負担軽減
（５）特別支援教育の推進　（６）生涯学習機会の充実
</td><td>
社会における教育をめぐる現状と課題
（国の第３期教育振興基本計画）
１　社会状況の変化
（１）人口減少・高齢化の進展　（２）急速な技術革新
（３）グローバル化の進展　（４）子どもの貧困など社会経済的な課題
（５）地域間格差など地域の課題

２　教育をめぐる課題
（１）子ども・若者の学習・生活面の課題　（２）地域コミュニティの弱体化
（３）家庭の状況変化　（４）教師の負担
（５）高等教育を取り巻く状況変化と課題

国の第３期教育振興基本計画
１　目指すべき姿
【個人】自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成
【社会】一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現
社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

２　基本方針　『教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化すること』
（１）夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。
（２）社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
（３）生涯学び、活躍できる環境を整える。
（４）誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。
（５）教育政策推進のための基盤を整備する。
</td></tr>
</table>

新学習指導要領を見据えた取組

１　社会に開かれた教育課程を実現する学校づくり
２　カリキュラム・マネジメントを実現する教育課程づくり
３　主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくり
４　教職員の業務を改善する職場づくり

※計画期間：2018～2022年度

第3期教育振興基本計画（概要）

資料３

第１部　我が国における今後の教育政策の方向性

Ⅰ　教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

Ⅱ　教育をめぐる現状と課題

1　これまでの取組の成果

〇初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
〇給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
〇学校施設の耐震化の進展　等

2　社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

（1）社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差　等
（2）教育をめぐる状況変化
〇子供や若者の学習・生活面の課題　〇地域や家庭の状況変化
〇教師の負担　〇高等教育の質保証等の課題
（3）教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー　等

Ⅲ　2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第２期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

≪個人と社会の目指すべき姿≫
（個人）　自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
（社会）　一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

≪教育政策の重点事項≫
〇「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
〇教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

Ⅳ　今後の教育政策に関する基本的な方針

1　夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2　社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3　生涯学び、活躍できる環境を整える
4　誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5　教育政策推進のための基盤を整備する

Ⅴ 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1．客観的な根拠を重視した教育政策の推進

・　教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す［ロジックモデルの活用、指標設定］
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
［職員の育成、先進事例の共有］
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
・　客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM（Evidence-Based Policy Making））を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2．教育投資の在り方（第3期計画期間における教育投資の方向）

・　人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
・　各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
（◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校　◇学校施設の安全性確保（防災・老朽化対策）
◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上　◇社会人のリカレント教育の環境整備
◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援　◇大学施設の改修　など）
・　OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
・　その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3．新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

・　超スマート社会（Society 5.0）の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
・　人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
・　次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部　今後5年間の教育政策の目標と施策群

第１部で示した5つの基本的な方針ごとに、
①教育政策の目標
②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
③目標を実現するために必要となる施策群　を整理

基本的な方針 → 教育政策の目標 → 測定指標 参考指標 → 施策群

基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標（例）	施策群（例）
1　夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	（1）確かな学力の育成＜主として初等中等教育段階＞ （2）豊かな心の育成＜〃＞ （3）健やかな体の育成＜〃＞ （4）問題発見・解決能力の修得＜主として高等教育段階＞ （5）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成＜生涯の各段階＞ （6）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進＜〃＞	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善 など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
2　社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	（7）グローバルに活躍する人材の育成 （8）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成 （9）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
3　生涯学び、活躍できる環境を整える	（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進 （11）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進 （12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人 の学び直しの推進 （13）障害者の生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
4　誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応 （15）多様なニーズに対応した教育機会の提供	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
5　教育政策推進のための基盤を整備する	（16）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等 （17）ICT 利活用のための基盤の整備 （18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 （19）児童生徒等の安全の確保 （20）教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革 （21）日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	○小中学校の教諭の１週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了） ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進 など